

	指摘事項	対応措置
都市整備部	業務委託及び小額工事等の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。	<p>監査講評後に、職員及び会計年度任用職員に対し、講評事項調書の写しを配布して、内容を共有し再確認をいたしました。</p> <p>現在は、弘前市契約規則や各種マニュアル等に則した事務処理を行っております。</p> <p>また、定期的に担当者のみならず担当係長も書類等の再確認を実施し適正な事務処理を行っております。</p>
公園緑地課		

	指摘事項	対応措置
建設部		
道路維持課	令和2年度弘前市町会等除雪報償金について、1町会において作業写真台帳に不備があり適正に審査していなかった。	令和3年度より、作業前及び作業後の作業写真台帳の審査で不備な点がある場合は報償金の交付ができない旨を申請者に書面で説明しております。また、写真での審査を厳重に行い、不明な点があれば、必要に応じて職員による現地確認を行っております。
	業務委託及び小額工事等の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。	指摘事項を基にチェックリストを作成するとともに、契約規則の再確認を行うことにより事務の適正化を図っております。

	指摘事項	対応措置
財務部		
管財課	令和2年度の資金前渡による支出について、弘前市会計規則第64条の規定による資金前渡職員指定通知書を作成していなかった。	「弘前市会計規則」に基づき、資金前渡職員指定通知書を作成したうえで、前渡金を支払うこととしております。
	業務委託及び小額工事等の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。	決裁時に「弘前市契約規則」等に基づき確認を行い、適正な事務処理に努めております。
市民税課	現金取扱日計簿について、3月末日の記載に不備がみられた。	これまで締め後に払込みが済んでいない現金を、その日の日付で払込み処理を行い、終業時に保管している現金が釣銭のみのように記載していたものを、今後は翌年度の繰越金として日計簿に記載するよう改めました。平成30、31年度現金取扱日計簿についても、訂正し差替えを行いました。
	平成31年度及び令和2年度地方税共同機構負担金の交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく副市長決裁を受けていなかった。	平成31年度、令和2年度の決裁について副市長まで決裁済みです。今後は、決裁区分を確認し適正に事務を行うことといたしました。